



●7月23日(水)金融相談会(一日公庫)のお知らせ

黒埼商工会において、日本政策金融公庫国民生活事業の融資担当者による、個別融資相談会が開催されます。運転資金・設備資金・季節資金などお考えの方は、お気軽にこの機会をご利用下さい。詳細は別紙案内をご覧ください。

●今年の黒埼まつりは8月23日(土)24日(日)に開催

黒埼まつり実行委員会(事務局:黒埼 出張所)が開催され、今年の黒埼まつりの行事及び日程が決定しました。商工会では商業部会・青年部・女性部が主体となって8月23日に屋台村・子供プレイコーナーを実施いたします。なお、花火大会については今年も別紙にて協賛のお願いをしておりますので、何かと経費多端のところ恐縮に存じますがよろしくお願い申し上げます。

●高校卒業予定者の求人について(ご要請)

来春卒業予定の高校生を対象とした求人が、6月20日(金)から受付となりました。別紙のとおり、新潟市長等から要請がありましたので、採用を予定されている事業所は、早めに手続きくださるよう要請します。

●新潟県信用保証協会からのお知らせ

設備投資をお考えの中小企業・小規模事業者の資金調達にかかる負担軽減のため、信用保証率を引き下げますので、積極的にご活用ください。詳細は、別紙チラシをご覧ください。

●新潟市中小企業パワーアップ設備投資応援補助金のお知らせ

市内に工場等(日本標準分類に掲げる製造業、新聞業、出版業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業に属する業の用に供する事業所)を有する中小企業者の設備投資を応援します。詳細は、別紙チラシをご覧ください。

●商工会費の口座振替 7月31日(木)です。

会員の皆様には商工会費を年2回に分けて納付いただいておりますが、本年も例年同様、前期分を口座引落させていただきますので、宜しくお願いいたします。

人も、会社も、**もっと** 元気に!

中CHU退TAI共KYO
小企業 職金 済制度

- ◆ 掛金の一部を国が助成
- ◆ 掛金は全額非課税。手数料も不要
- ◆ 外部積立型なので管理が簡単
- ◆ パートさんの加入もOK



詳しくはホームページへ

中退共

検索

(独) 勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部
TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211

裏面もご覧下さい

●理美容業者向け消費税転嫁対策セミナーのお知らせ

美容業界で異例の売上部数を記録した「カウンセリング術」の著者、橋本学氏を講師にむかえ、客単価、店舗売上、再来率が飛躍的に上がる「カウンセリング講座」を3回の連続講座で実施します。
なお、詳細及びお申込は、別紙チラシをご覧ください。

●中小企業事業主向け「最低賃金ワンストップ無料相談」のお知らせ

厚生労働省では、最低賃金の引上げに向けて中小企業事業主の皆さまを支援する事業を行っています。最低賃金引上げを行うには、生産方法や販売方法を改善して売上を伸ばすとともに、賃金・労働時間制度、安全衛生管理などの見直しも必要に成ることがあります。こういった中小企業事業主が抱えるさまざまな経営、労務管理の課題を明らかにし、問題解決を支援するため、ワン・ストップで無料相談に応じる場を全国に設けています。
なお、詳細は別紙チラシをご覧ください。

●新潟県新潟労働相談所からのお知らせ

- 7月20日（日）から休日電話労働相談を始めます。
休日電話労働相談は毎月第三日曜日、午後1時～午後5時15分までです。
※相談は無料で秘密は固く守られます。
労働者、事業主を問わず、労働に関する問題でお困りの方は
労働相談専用電話 025-232-6110 へお電話ください。
- 相談時間：月曜日～金曜日（祝日除く）午前8時30分～午後5時15分
第三日曜日 午後1時～午後5時15分（電話相談のみ）

●建設サポート事業・建設業経営管理セミナー開催のお知らせ

新潟県商工会連合会では、新潟県土木部管理課建設業室と連携し、建設業者等の経営管理に係る意識を啓発することを目的にセミナーを実施いたします。
なお、詳細は別紙チラシをご覧ください。

●平成26年度から個人住民税の均等割りが引き上げになりました

東日本大震災を受け、全国の地方公共団体で行われる緊急防災・減災事業について、その財源を確保するため、地方税の臨時特例法により個人住民税（市民税及び県民税）の均等割の標準税率が引き上げとなりました。

このことを受け、新潟市においても防災・減災施策に必要な財源を確保する必要があることから、個人市民税均等割が引き上げになりました。（個人県民税についても引き上げとなります。）

【均等割の税率】

	現行（年額）	引き上げ額（年額）	引き上げ後（年額）
個人市民税	3,000円	500円	3,500円
個人県民税	1,000円	500円	1,500円
個人市・県民税	4,000円	1,000円	5,000円

※個人市・県民税が非課税の方は、引き上げによる影響はありません。

【適用期間】

平成26年度から平成35年度まで

【使途について】

個人住民税均等割の引き上げによる増収分については、公共施設の耐震化などの「安心安全の土台を強化」するための事業に活用させていただきます。